

河道計画・河道設計に係る数値解析技術の 高度化と有効活用の好循環形成研究会 規約

(名称)

第1条 本会は、河道計画・河道設計に係る数値解析技術の高度化と有効活用の好循環形成研究会（以下「研究会」という。）と称する。

(目的及び設置)

第2条 本会は、河道計画・河道設計に係る数値解析技術の高度化と有効活用との好循環を形成する手法について検討することを目的に、一般社団法人建設コンサルタンツ協会河川計画専門委員会の協力を得て、国土交通省国土技術政策総合研究所が設置する。

(組織等)

第3条 研究会には、治水、環境の2つの部会を設け、委員は[別紙-1](#)の通りとする。

2. 委員の任期は、令和7年9月30日までとする。なお、委員の同意を得た場合、任期は1年単位で最大2年延長できるものとする。
3. 必要に応じ委員を追加できるものとする。
4. 委員がやむを得ない理由により研究会を欠席する時、委任された者の検討会への代理出席を認める。

(実施事項)

第4条 研究会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事項について技術的見知からの助言を行う。

- (1) 河道計画・河道設計に係る数値解析手法の整理
- (2) 河道計画・河道設計に係る数値解析に関する優良事例の整理
- (3) 河道計画・河道設計に係る数値解析技術の高度化と有効活用との好循環を形成する手法についての検討
- (4) その他、会の設置目的に則して、研究会において必要性が認められた事柄

(会議の公開)

第5条 研究会の会議、会議資料及び議事要旨については、原則として非公開とする。

(事務局)

第6条 本検討会の事務局は、国土交通省国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人土木研究所が行う。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項については、事務局が委員の同意を得て定めるものとする。

附則

本規約は、令和6年10月15日から施行する。

令和7年1月22日に一部を改正する。

令和7年6月4日に一部を改正する。